

選挙管理委員会規程

(1995年 5月27日 制定)

(2019年 9月21日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会役員選挙規程第16条に基づき、役員選挙を担当する選挙管理委員会の組織・運営・業務等を定める。

(委員の構成)

第2条 選挙管理委員会は、次の5名をもって構成する。
(1) 正会員より4名（関東・中部・関西・九州の各部会より各1名）
(2) 本部事務局担当理事1名
2. 選挙管理委員の任期は、当該選挙の準備に着手する日から新理事が決定するまで、および新しい会長・副会長・部会運営委員長が決定するまでとする。

第3条 選挙管理委員会には委員長1名、副委員長1名をおく。
2. 委員長は委員の互選によって選出する。
3. 委員長は委員から副委員長1名を指名する。

第4条 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故ある時は委員長を代行する。

(業務)

第5条 選挙管理委員会は次の業務を行う。
(1) 理事選挙
(2) 会長・副会長・部会運営委員会委員長の選挙
(3) 選挙権者および被選挙権者の名簿の確定
(4) 選出理事数の配分の決定
(5) 選挙スケジュールの決定
(6) 投票数の確認および有効票・無効票の決定
(7) 開票結果の確認と新理事候補者の決定
(8) 会長への報告

(選挙事務局)

第6条 選挙管理委員会の下に選挙事務局をおく。選挙事務局は本部事務局担当理事が統括する。
2. 選挙事務局は選挙スケジュールにしたがい、次の業務を行う。
(1) 会員名簿の確認
(2) 投票用紙の印刷・配布・回収および保管
(3) 開票事務および作業
(4) 選挙に関する記録の作成
(5) その他、選挙の実施に関わる事項

(立会人)

第7条 開票にあたっては開票の公正を期するために2名の立会人をおく。

第8条 立会人は委員長の推薦により、2名を委嘱する。

第9条 立会人は開票に立合い、開票事務が公正に行われたかを監査する。

附則

本規程は、1995年 5月 27日から実施する。
本規程は、1998年 1月 31日から実施する。
本規程は、2006年 11月 11日から実施する。
本規程は、2013年 9月 28日から実施する。
本規程は、2019年 9月 21日から実施する（委員定数の変更）。